

公契約条例を切り口に、 地域の雇用と経済の立て直し運動を

川村 雅則

◆はじめに

この間、公契約条例の制定に関わる教訓らしきものを、札幌での経験にもとづき書いてきた。

主立ったポイントをあらためて幾つかあげると、(1) 公契約条例制定の出発点はそこで働く人たちの状態悪化(官製ワーキングプア問題)にあり、その把握が決定的に重要であること、

(2) 事情はいろいろあったにせよ、自治体が問題悪化に「加担」してきたという構図がある以上、自治体にとって公契約条例の提起は、自らの事業発注のあり方を省みるものでなければならないこと、(3) 条例は、労働者の賃金・労働条件の改善だけでなく、ダンピング受注の排除や適正価格での発注を通じた事業経営の改善、公共サービスの質向上やお金の地域内循環などの実現が目指される必要があること、(4) 自治体、議員・議会、労働組合など関係者・関係機関がそれぞれの役割を果たした上で、幅広い共同が重要であること、などである。

さて、条例案こそ否決されたものの、札幌でのこうした経験もふまえつつ、各地の関係者と条例制定に向けた取り組みを進めている。本稿ではその紹介をし、我がまちでも取り組みを始めようという方々に役立ててもらえればと思う(調査票など必要な資料があれば連絡をいただきたい)。

◆北海道第二の都市、旭川では「ワーキングプア研究会」が始動

旭川ではすでに筆者は、臨時・非常勤(非正規公務員)調査に2013年から市職労と共同で取り組んでいた。その延長線上で、公契約条例の

制定運動が旭川でもできないものかご相談したところ、幸い、多くの関係者からご快諾いただき、準備会を経て、4月から研究会を始めるに至った。会の構成は、旭川弁護士会、全建総連旭川建設ユニオン、連合旭川、旭川市職労、自治労上川地本、旭労連、建交労旭川支部、私たち北海道センターで、代表には、小林史人弁護士(旭川弁護士会会長)にご就任いただいた。

4月からの活動は、アンケート調査がメインである。労働者に加えて、旭川市に登録している(1,300超の)建設業者を対象としたアンケート調査をすでに実施した。

働く人たちの状態把握はもちろんのこと、技能者確保の困難や低価格受注など事業者がいったいどんな問題にいま直面しているのか、また、入札制度や公共事業の分野でどんな要望をもっているのかをしっかりとすくい上げることが、公契約条例の審議でも欠かせないことをふまえての取り組みである。

ちなみに会の名称に「公契約条例」ではなく、「ワーキングプア」を使ったのは、公契約条例は、当該領域で働く人たちだけに限定された政策では決してないのだけれども、どうしてもそういう誤解が発生してしまうことと、私たちの課題は、ワーキングプア問題全体の解決なのだという姿勢を鮮明にすることなどによる。そして実際、そういう取り組みを進めている。

なお、旭川では市長選が1月に、市議選が来春に予定されている。公約にも反映させていただけよう、説得力あるデータを調査で示したい。

◆釧路では建設と公務の領域で労働者調査に着手

釧路での作業については、本誌前号で、建交労釧路支部との共同調査の結果を報告した。それ以外に、全建総連釧路建設ユニオンとも共同で調査を実施している。

同ユニオンでは、雇用保険の手続きに関わって、毎年、本人と従業員の賃金に関する資料が組合員から提出されている。そこには、毎日の出勤状況や賃金支払い状況などがまとめられている。この資料を分析した。調査時点（2014年3月）でユニオンに資料が提出されていた66人（1人を除く全員が男性）を分析の対象とした。賃金に関して結果の一部を紹介する。

まず、日給額を1,000円刻みでみると（図1）、「9千円台」が全体の4分の1を占める。平均値は9,967円で、1万円に満たない日額が回答全体の半数強を占めている。

図1 対象者の賃金日額

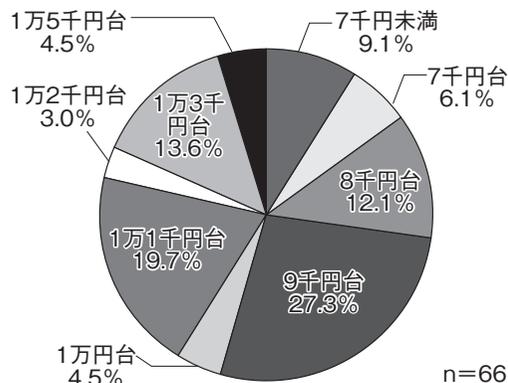
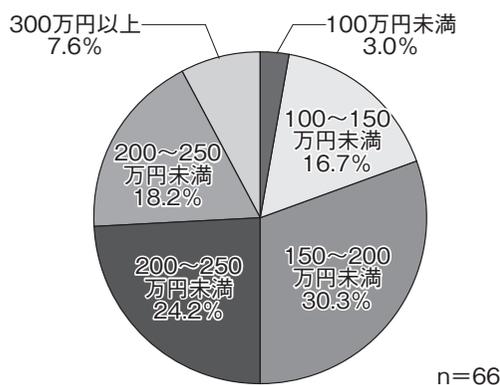


図2 対象者の年間総収入



なお、釧路市発注の公共工事に従事したと判断される10人を含む全員が、公共工事設計労務単価を下回る賃金水準だった。

次に、毎月の賃金額を足し合わせてみたところ（いわゆる年間の賃金総収入。但し2人は12ヶ月を超える）、図2のとおり、200万円に満たない者が半数を占め、300万円まで範囲を広げると全体の9割強を占める。平均値は207.5万円である。冬期間の就労分（アルバイト、土場作業など）が含まれていないとはいえ、非常に低い。

釧路では、これら建設労働者の調査に加えて、市職労と筆者の共同事業で、非正規公務員調査も進んでいる。札幌市の条例案否決という事態をうけて停止状態にある、釧路での公契約運動の再開に向けて奮闘したい。

◆非正規公務員問題の改善も両輪で

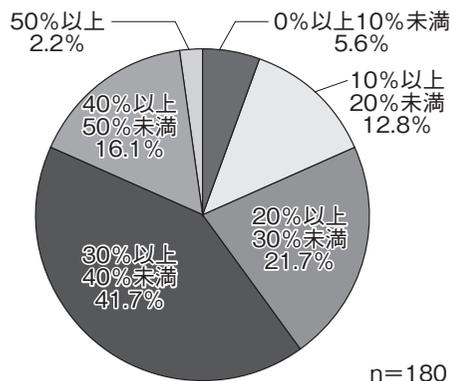
ところで、公契約運動に際しては、非正規公務員問題の改善も両輪で行うべきと書いた（本誌152号）。

総務省が2013年3月に発表した調査データによれば、12年4月1日時点で、北海道及び道内各自治体には、合計で少なくとも2万5千人超の非正規公務員（臨時・非常勤職員）が働いており、6割の市町村で非正規割合が30%を超えている（図3）¹。公共サービス従事者の待遇改善を掲げて公契約条例の制定を提起しておきながら、仮にこの問題を放置するようであれば、矛盾した行為あるいは欺瞞というそしりは免れない。

◆帯広市による事業発注後の実態把握の取り組み

ところで私たちは、議論の出発点である事実の発掘作業をこつこつと行っているが、本来それらは、民間業者に対する事業の発注者で（あり、非正規公務員の雇用主でも）ある自治体自身が行うべき作業である。自治体にはその責任だけでなく権限もあろう。ここで、帯広市の取

図3 北海道及び道内各自治体の臨時・非常勤割合



り組みを紹介する²。

中小企業振興条例の策定など、帯広市ではこの領域で意義深い取り組みが進んでいる。一つは、「委託業務実施上の留意事項に関する実態調査」で、もう一つは、「下請契約の適正化等の実態調査」である。

前者は、「行政サービスの品質確保や雇用の安定等を目的として受注業者に配布している『委託業務実施上の留意事項』」の実態把握を目的としたもので、地元労働者や季節労働者の雇用状況、雇用通知書の発行・人件費の支払い・年次有給休暇の付与・法定保険への加入の状況などを調べたものである。

後者は、「帯広市が発注した工事における元請・下請に関する実態を把握し、今後の元請・下請の適正化の指導等に資することを目的」としたもので、最新の調査では「労務単価の大幅な増額改定、公共工事の増加など、公共工事を取り巻く状況の変化を踏まえ、賃金の支払い実態」なども調べた、とある。

この取り組みが問題の是正につながっているのかどうかは、別途、検証の余地があるだろう。ただここで強調したいのは、自治体がこうした取り組みをしている点だ。とかく条例を制定するのかしないのかの議論に終始しがちな状況で、学ぶべき取り組みである。

◆札幌では雇用大集会在開催

最後に札幌である。議会レベルでの公契約条例の議論はみられなくなったものの、市当局では、10月からの清掃業務委託の入札で、支払う賃金が高いほど多く加点される「総合評価方式」の導入や、受注業者の労働条件の把握を目指しているようである。ストレートに公契約条例でなくとも、私たちの問題意識に重なるものである。

そして、私たち自身の取り組みはといえば、条例制定を求めてきたメンバーが中心となって、9月に「雇用を語ろう！大集会」の開催を予定し、現在その準備に力を入れている。

集会のコンセプトは、集会サブタイトルに示されるとおり、「現場から雇用の実態を語ろう！現場の声で自治体から雇用を変えよう！」である。建設・公共事業、委託事業、非正規公務員、福祉（介護、保育）など自治体はその雇用に少なからぬ責任を負っている業種のほか、交通、郵政、製造など10を超える業種からの発言と地方政治への働きかけを予定している。

道内でも、公契約条例の制定と、条例制定を切り口にした雇用問題の取り組みに関して、情報交換や交流を始めるときではないか。

◆最後に

公契約条例の制定運動は、雇用や産業の改善を通じた広義のまちづくりであり、政治が率先して関わるべきことであろう。

関係者に、現場労働者の姿は見えているか。貧困を自らが生み出しているという自覚はあるか。地方選挙で問われるべきテーマである。

（かわむら まさのり 北海学園大学准教授）

1 詳細は、拙稿「官製ワーキングプア問題（II）」『北海学園大学開発論集』第93号（2014年3月号）。

2 調査内容の詳細や結果は、同市ホームページの「入札・契約」情報を参照。